

菊連協 令和8年4月定例理事会 議案

I. 行政からの連絡事項 《富本所長から》

II. 議 題

1. 総務部より

(1) 蠣崎会長からの報告

- ① 白石区町内連合会連絡協議会（4月定例会）内容について
 - ・4/8定例会

(2) 令和8年度菊水町内会連絡協議会役員改選（案）について

- ・3月28日（土）に令和8年度の役員候補者に出席をいただき、役員改選等について協議した内容をお知らせします。
 - ① 令和8年度菊水町内会連絡協議会役員調整会議 議事録概要 【資料1】
 - ② 令和8年度菊水町内会連絡協議会役員（案） 【資料2】

(3) 令和8年度菊連協定期総会について

- ・令和7年度事業報告および令和8年度事業計画（案）について、修正意見はありませんでした。
- ・令和7年度決算および令和8年度予算（案）は「資料3」のとおりです。
 - なお、令和8年度予算（案）支出の部、事業費内の連町町内会助成金の充実については「資料4」のとおりです。
- ・菊水町内会連絡協議会会則について、部長職任期の明確化する一部改正（案）は「資料5」のとおりです。
- ・定期総会議案書は4月15日（水）に棚卸入れしますので、役員および各代議員へ配布願います。
- ・総会日時：4月26日（日）14時～ 菊水地区会館 会議室A・B
総会終了後、懇親会を開催（当番連町：西連町）菊水地区会館 2階ホール
- ・定期総会出席者数（4月10日現在）
 - 役員・幹事：7名
 - 出席代議員：61名（委任状：7名含む）
 - 尚、来賓の長谷川白石区長、久保田市民部長、富本まちづくりセンター所長が懇親会に出席予定です。

(4)「菊水東連合町内会館」の閉館時期について

- ・3月定例理事会でお知らせしました上記の件について、日付に誤りがありましたので訂正します。

(誤) : 令和9年10月まで使用可能、11月閉館。



(正) : 令和8年10月まで使用可能、11月閉館。

- ・東連合町内会総会で決まりましたら、別途、文書でお知らせします。

2. 防災部より

3. 女性部より

Ⅲ、関連団体より

1. 菊水地区会館運営委員会から

2. 菊水地区福祉のまち推進センターから

3. まちづくりネットワーク会議から

4. 菊水地区民生委員・児童委員協議会から

5. 菊水地区青少年育成委員会から

次回、令和8年5月定例理事会を5月11日(月)15時～ 如何でしょうか？

Ⅳ、今後のスケジュール

月日	曜日	開始時刻	会議名称	開催場所等
4月13日	月	11:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
4月14日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
4月26日	日	14:00	菊連協 定期総会 総会終了後、懇親会	菊水地区会館
5月11日	月	15:00	菊連協5月定例理事会	菊水地区会館
5月12日	火	13:30 15:00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
5月13日	水	11:00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館

以上

白石区菊水町内会連絡協議会

《4月定例理事会》

日 時：令和8年4月12日（日）10：00～

会 場：菊水地区会館 会議室

○ 行政からの連絡事項

1 令和8年度における区保健福祉課と健康・子ども課の体制について【資料1】

- ・4月から区保健福祉課（介護障がい担当課）と健康・子ども課の体制が一部変更になっています。
- ・高齢者や障がい者などの支援が必要な世帯の増加や複雑多様化する福祉課題に対応するため、区役所の相談支援体制等を強化。
- ・全世代型の地区活動を展開する地区担当保健師を配置し、積極的に地域に出向き、住民等と連携した地域づくりを推進していきます。

2 支援調整課について【資料2】

- ・区保健福祉部に設置されている支援調整課は、複合的な課題を抱えたり制度の狭間にある世帯を区役所全体で支えるための『調整役』です。
- ・支援調整課が各課の連携をコーディネートし、組織全体で支援する仕組みを強化しているため、困りごとの相談先がわからない場合は、支援調整課にご相談ください。

3 札幌市青少年育成委員会委員選任書交付式・地区総会について【資料3】

<日時・場所>

- ・令和8年4月14日(火)
- ・集合時間 18:15
- ・選任書交付式 18:30～19:00 白石区民センター 区民ホール
- ・地区総会 19:00～ 白石区民センター 各貸室(ホール・集会室)

4 町内会への防犯カメラ設置補助金について【資料4】

<申請受付期間>

- ・令和8年5月1日(金)～9月30日(水)
 - ※予算額に達した時点で締切
 - ※今年度から「事前エントリー」不要

<補助金額・補助台数>

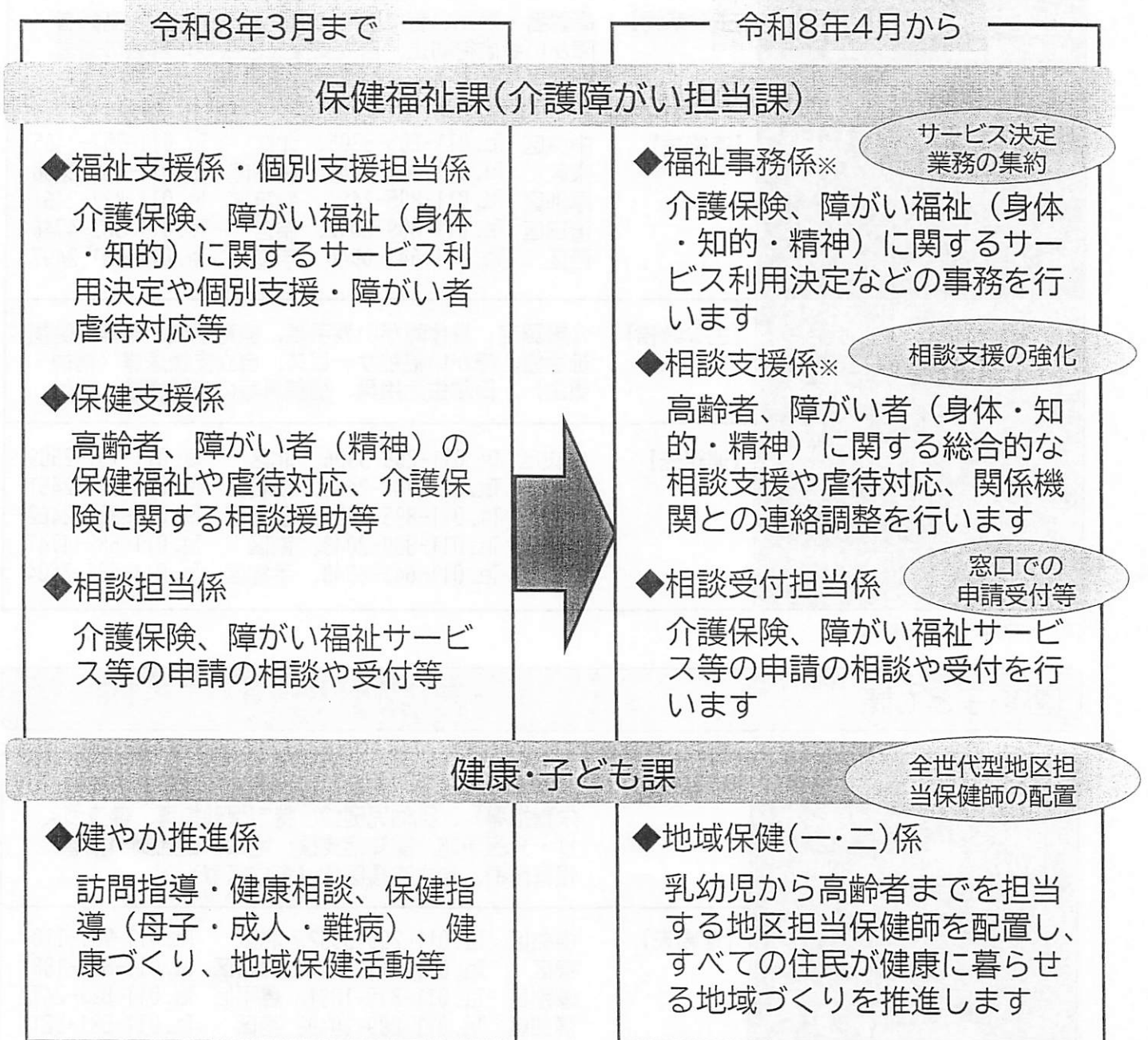
- ・補助金額：1台あたり上限18万円
- ・補助台数：1町内会あたり累計8台
- ・維持管理費用は町内会の負担

令和8年(2026年)4月1日より

区役所保健福祉課と健康・子ども課の体制が一部変わります

- 区役所の相談支援体制等を強化し、高齢者や障がい者などの支援が必要な世帯の増加や複雑多様化する福祉課題に対応します。
- 年代や健康状態を問わず、全世代型の地区活動を展開する地区担当保健師を配置し、積極的に地域に出向き、住民等と連携した地域づくりを推進します。

《名称・役割が変更となる係》



※一・二係となる区もあります

[各区各係の詳細・電話番号は裏面をご覧ください]

各係の連絡先と主な業務

介護障がい担当課

福祉事務係※ 旧:福祉支援係	【主な業務】 介護保険（要介護認定）、身体障がい者手帳、療育手帳、障がい福祉サービス（障がい支援区分認定、サービス決定）自立支援医療（更生医療）等																			
	【連絡先】 <table border="0"> <tr> <td>中央区</td> <td>TEL. 011-205-3304、</td> <td>北区</td> <td>TEL. 011-757-2464</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>TEL. 011-741-2463、</td> <td>白石区</td> <td>TEL. 011-861-2449</td> </tr> <tr> <td>厚別区</td> <td>TEL. 011-895-2489、</td> <td>豊平区</td> <td>TEL. 011-822-2459</td> </tr> <tr> <td>清田区</td> <td>TEL. 011-889-2041、</td> <td>南区</td> <td>TEL. 011-582-4743</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>TEL. 011-641-6945、</td> <td>手稲区</td> <td>TEL. 011-681-2492</td> </tr> </table>	中央区	TEL. 011-205-3304、	北区	TEL. 011-757-2464	東区	TEL. 011-741-2463、	白石区	TEL. 011-861-2449	厚別区	TEL. 011-895-2489、	豊平区	TEL. 011-822-2459	清田区	TEL. 011-889-2041、	南区	TEL. 011-582-4743	西区	TEL. 011-641-6945、	手稲区
中央区	TEL. 011-205-3304、	北区	TEL. 011-757-2464																	
東区	TEL. 011-741-2463、	白石区	TEL. 011-861-2449																	
厚別区	TEL. 011-895-2489、	豊平区	TEL. 011-822-2459																	
清田区	TEL. 011-889-2041、	南区	TEL. 011-582-4743																	
西区	TEL. 011-641-6945、	手稲区	TEL. 011-681-2492																	
相談支援係※ 旧:保健支援係 旧:個別支援担当係長	【主な業務】 高齢者・障がい者に関する個別相談・支援、高齢者・障がい者虐待防止、自立支援協議会地域部会の運営、札幌市事業者等による見守り事業等																			
	【連絡先】 <table border="0"> <tr> <td>中央区</td> <td>TEL. 011-205-3305、</td> <td>北区</td> <td>TEL. 011-757-2465</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>TEL. 011-741-2465、</td> <td>白石区</td> <td>TEL. 011-861-2450</td> </tr> <tr> <td>厚別区</td> <td>TEL. 011-895-2481、</td> <td>豊平区</td> <td>TEL. 011-822-2461</td> </tr> <tr> <td>清田区</td> <td>TEL. 011-889-2042、</td> <td>南区</td> <td>TEL. 011-582-4746</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>TEL. 011-641-6946、</td> <td>手稲区</td> <td>TEL. 011-681-2497</td> </tr> </table>	中央区	TEL. 011-205-3305、	北区	TEL. 011-757-2465	東区	TEL. 011-741-2465、	白石区	TEL. 011-861-2450	厚別区	TEL. 011-895-2481、	豊平区	TEL. 011-822-2461	清田区	TEL. 011-889-2042、	南区	TEL. 011-582-4746	西区	TEL. 011-641-6946、	手稲区
中央区	TEL. 011-205-3305、	北区	TEL. 011-757-2465																	
東区	TEL. 011-741-2465、	白石区	TEL. 011-861-2450																	
厚別区	TEL. 011-895-2481、	豊平区	TEL. 011-822-2461																	
清田区	TEL. 011-889-2042、	南区	TEL. 011-582-4746																	
西区	TEL. 011-641-6946、	手稲区	TEL. 011-681-2497																	
相談受付担当係 旧:相談担当係	【主な業務】 介護認定、身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、障がい福祉サービス、自立支援医療（精神・更生）、日常生活用具、補装具等の申請相談・受付																			
	【連絡先】 <table border="0"> <tr> <td>中央区</td> <td>TEL. 011-205-3306、</td> <td>北区</td> <td>TEL. 011-757-2509</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>TEL. 011-741-2466、</td> <td>白石区</td> <td>TEL. 011-861-2451</td> </tr> <tr> <td>厚別区</td> <td>TEL. 011-895-2481、</td> <td>豊平区</td> <td>TEL. 011-822-2462</td> </tr> <tr> <td>清田区</td> <td>TEL. 011-889-2043、</td> <td>南区</td> <td>TEL. 011-582-4747</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>TEL. 011-641-6948、</td> <td>手稲区</td> <td>TEL. 011-681-2504</td> </tr> </table>	中央区	TEL. 011-205-3306、	北区	TEL. 011-757-2509	東区	TEL. 011-741-2466、	白石区	TEL. 011-861-2451	厚別区	TEL. 011-895-2481、	豊平区	TEL. 011-822-2462	清田区	TEL. 011-889-2043、	南区	TEL. 011-582-4747	西区	TEL. 011-641-6948、	手稲区
中央区	TEL. 011-205-3306、	北区	TEL. 011-757-2509																	
東区	TEL. 011-741-2466、	白石区	TEL. 011-861-2451																	
厚別区	TEL. 011-895-2481、	豊平区	TEL. 011-822-2462																	
清田区	TEL. 011-889-2043、	南区	TEL. 011-582-4747																	
西区	TEL. 011-641-6948、	手稲区	TEL. 011-681-2504																	

※一・二係となる区もあります

健康・子ども課

地域保健(一・二係) 旧:健やか推進係 旧:保健支援係	【主な業務】 訪問指導（母子・難病、成人の要指導者等の保健・栄養指導）、乳幼児健診、特定保健指導、健康づくり・介護予防、認知症支援、地域保健活動の推進、養育医療、自立支援医療（育成医療）等																			
	【連絡先】 <table border="0"> <tr> <td>中央区</td> <td>TEL. 011-205-3352、</td> <td>北区</td> <td>TEL. 011-757-1181</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>TEL. 011-711-3211、</td> <td>白石区</td> <td>TEL. 011-862-1881</td> </tr> <tr> <td>厚別区</td> <td>TEL. 011-895-1881、</td> <td>豊平区</td> <td>TEL. 011-822-2472</td> </tr> <tr> <td>清田区</td> <td>TEL. 011-889-2049、</td> <td>南区</td> <td>TEL. 011-581-5211</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>TEL. 011-621-4241、</td> <td>手稲区</td> <td>TEL. 011-681-1211</td> </tr> </table>	中央区	TEL. 011-205-3352、	北区	TEL. 011-757-1181	東区	TEL. 011-711-3211、	白石区	TEL. 011-862-1881	厚別区	TEL. 011-895-1881、	豊平区	TEL. 011-822-2472	清田区	TEL. 011-889-2049、	南区	TEL. 011-581-5211	西区	TEL. 011-621-4241、	手稲区
中央区	TEL. 011-205-3352、	北区	TEL. 011-757-1181																	
東区	TEL. 011-711-3211、	白石区	TEL. 011-862-1881																	
厚別区	TEL. 011-895-1881、	豊平区	TEL. 011-822-2472																	
清田区	TEL. 011-889-2049、	南区	TEL. 011-581-5211																	
西区	TEL. 011-621-4241、	手稲区	TEL. 011-681-1211																	

※どの係にご相談いただいても係間で円滑に引継ぎます

関係機関の皆様へ

支援調整課のご案内



様々な福祉課題を抱える世帯に対し、組織・分野横断的な支援を行うため区役所の保健福祉部に支援調整課が設置されました。

支援調整課は、複合的な課題を抱えたり制度の狭間にある世帯を区役所全体で支えるための『調整役』です。私たちが各課の連携をコーディネートすることで隙間のない支援体制を整え、組織全体で支援する仕組みを強化します。

支援調整課の主な役割



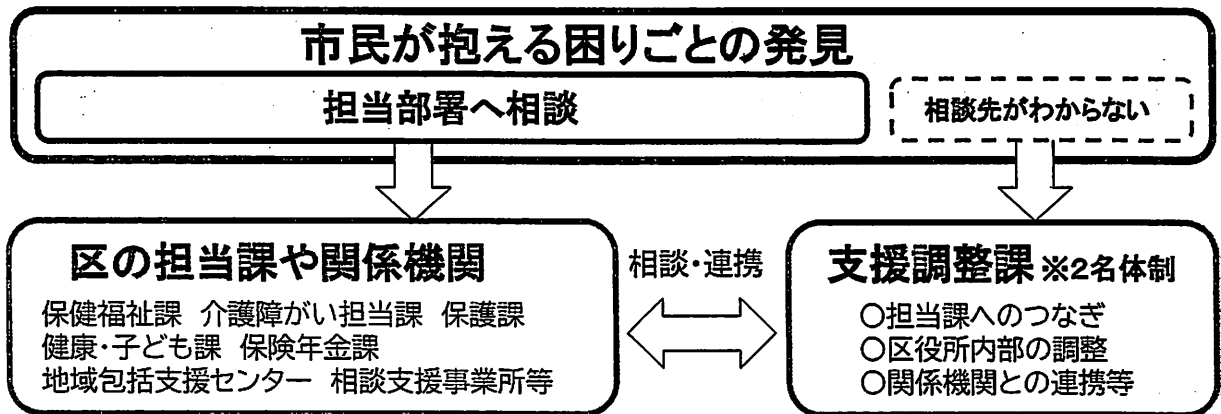
○部内マネジメント

福祉課題が複雑化した世帯の情報を集約し、区役所内で支援方針や役割分担を調整します。

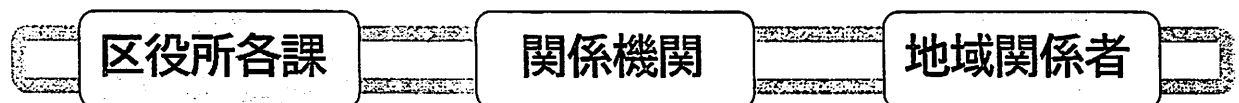


○関係各課のバックアップ

組織横断的な視点からアセスメントを行い必要に応じて支援者の一員として関係課をバックアップします。



※対象者への支援については、関係者が連携・協働して取り組みます。



○相談先がわからない場合は、支援調整課にご相談ください。区役所内部や各関係機関と調整のうえ、適切な支援に繋がります。

白石区保健福祉部支援調整課

白石区南郷通1丁目南

お問い合わせ先

☎ 861-2443

札幌市青少年育成委員会委員 選任書交付式・地区総会実施要領

1 日時

- ・令和8年4月14日（火）
- ・集合時間 午後6時15分
- ・事前説明 午後6時15分～25分（交付式・地区総会の流れを説明）
- ・交付式開始時間 午後6時30分

2 会場

白石区複合庁舎5階 白石区民センター区民ホール

3 出席対象者

育成委員	各地区全育成委員
来賓（推薦者）	各地区連合町内会長
主催・運営	白石区（区長・地域振興課・各まちセン所長）

4 選任書交付式次第（進行：地域振興課長）

- (1) 開会
- (2) 選任書交付 白石区長 長谷川 豊
- (3) 白石区長挨拶
- (4) 来賓紹介（各地区連合町内会長）
- (5) 連合町内会長代表挨拶 菊水町内会連絡協議会会長 蠣崎 三憲 様
- (6) 区職員紹介（まちづくりセンター所長、地域活動担当係長、担当者）
- (7) 閉会

5 地区総会次第（進行：各まちづくりセンター所長）

- (1) 開会
- (2) 選任書・委員証等の配布
- (3) 委員自己紹介
- (4) 役員選出
- (5) 会長挨拶
- (6) その他（定例会日程の決定等）
- (7) 閉会

町内会向け

防犯カメラ設置補助金のご案内

1 申請受付期間

令和8年5月1日（金）～ 令和8年9月30日（水）

※ 本補助金への申請にあたり、昨年度必須としていた事前エントリーは不要になりました。

※ 受付は先着順で行います。予算の執行状況により、期間の途中で受付を終了する場合があります。

2 補助制度について

【対象となる団体】

単位町内会、自治会、連合町内会（以下「町内会」といいます）

【補助対象の費用】

補助申請時点で設置・購入されていない、
防犯カメラの設置費用（カメラ機器代、工事代など）

【補助金額】

1台あたり上限18万円

【補助台数】

1町内会あたり累計8台（平成30年度から現在までの累計補助台数を指します）



※ 注意事項 ※

- 道路等の公共空間をおおむね1/2以上撮影するものが対象です。
- ごみ捨て、除雪のマナー違反を取り締まる目的のカメラや、施設管理用のカメラは補助対象外です。
- 補助の対象となるのは、以下の経費です。
 - ① 新しく設置する防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費
 - ② 防犯カメラを設置していることを示す表示物にかかる経費
- 維持管理費用は町内会の負担となります。

【お問い合わせ先】

札幌市市民文化局地域振興部区政課

札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2252

FAX：011-218-5156

E-mail：kusei@city.sapporo.jp

申請の手引きや各種申請様式は、札幌市公式ホームページにてダウンロード・印刷可能です

札幌市 防犯カメラ 補助金



さっぽろ市
R●●●●

SAPPORO

3 申請の流れ



申請の流れやスケジュールを、昨年度（令和7年度）から変更しています。
以下に記載する内容は概要となりますので、補助金の活用を検討されている団体は、
「補助金申請の手引き」（札幌市公式HPで公開中（表面参照））をご一読ください。

STEP

1

町内会としての意思決定

- 防犯カメラを設置すること、設置場所、設置台数
 - 防犯カメラの運用の仕方
- などについて、役員会などで協議したあと、町内会の規約に基づく手続き（総会での議決等）によって意思決定を行ってください。

町内会として意思決定した事項については、回覧板等により町内会員にもれなく周知してください。

STEP

2

申請準備

補助金申請に向け、以下の準備を進めます。

- 所轄の警察署と協議の上、設置場所を決定する
- 事業者から見積を取り、収支予算書を作成する
- 防犯カメラを取付ける場所の所有者等からの承諾を得る
- 防犯カメラの管理運用基準を作成する
- 申請書類を作成する



STEP

3

補助金交付申請

書類の提出締切：令和8年9月30日（水）まで

STEP2で準備した申請書類を、各区役所の総務企画課、または市民文化局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎）に提出します。

審査を行った後、補助金交付可能な台数や金額等について書面により通知します。



STEP

4

カメラの設置・報告

STEP3により補助金交付決定について通知を受け取った後、補助事業（防犯カメラの設置）の実績報告に向け、以下の準備を進めます。

- 防犯カメラ設置場所に関わる手続き（土地所有者と工事日の調整、道路占用や公園使用の許可申請、電柱共架契約等）を行う
- 防犯カメラの購入、取付け工事を業者に依頼する
- 防犯カメラ設置後、設置したことを地域に周知する
- 報告書類を作成する

STEP

5

補助金の受取

書類の提出締切：令和9年1月29日（金）まで

STEP4で準備した補助事業の実績報告に必要な書類を、各区役所の総務企画課、または市民文化局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎）に提出します。
審査の結果は、書面（補助額確定通知書）により通知し、通知が届いた後、指定の口座（町内会名義のもの）に振り込みます。

3 申請の流れ



申請の流れやスケジュールを、昨年度（令和7年度）から変更しています。
以下に記載する内容は概要となりますので、補助金の活用を検討されている団体は、「補助金申請の手引き」（札幌市公式HPで公開中（表面参照））をご一読ください。

STEP

町内会としての意思決定

1

- 防犯カメラを設置すること、設置場所、設置台数
 - 防犯カメラの運用の仕方
- などについて、役員会などで協議したあと、町内会の規約に基づく手続き（総会での議決等）によって意思決定を行ってください。

町内会として意思決定した事項については、回覧板等により町内会員にもれなく周知してください。

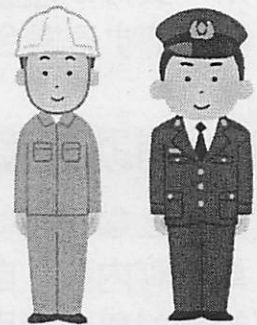
STEP

申請準備

2

補助金申請に向け、以下の準備を進めます。

- 所轄の警察署と協議の上、設置場所を決定する
- 事業者から見積を取り、収支予算書を作成する
- 防犯カメラを取付ける場所の所有者等からの承諾を得る
- 防犯カメラの管理運用基準を作成する
- 申請書類を作成する



STEP

補助金交付申請 **書類の提出締切：令和8年9月30日（水）まで**

3

STEP2で準備した申請書類を、各区役所の総務企画課、または市民文化局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎）に提出します。

審査を行った後、補助金交付可能な台数や金額等について書面により通知します。



STEP

カメラの設置・報告

4

STEP3により補助金交付決定について通知を受け取った後、補助事業（防犯カメラの設置）の実績報告に向け、以下の準備を進めます。

- 防犯カメラ設置場所に関わる手続き（土地所有者と工事日の調整、道路占用や公園使用の許可申請、電柱共架契約等）を行う
- 防犯カメラの購入、取付け工事を業者に依頼する
- 防犯カメラ設置後、設置したことを地域に周知する
- 報告書類を作成する

STEP

補助金の受取 **書類の提出締切：令和9年1月29日（金）まで**

5

STEP4で準備した補助事業の実績報告に必要な書類を、各区役所の総務企画課、または市民文化局地域振興部区政課（札幌市役所本庁舎）に提出します。

審査の結果は、書面（補助額確定通知書）により通知し、通知が届いた後、指定の口座（町内会名義のもの）に振り込みます。

町内会向け

防犯カメラ設置補助金のご案内

1 申請受付期間

令和8年5月1日（金）～ 令和8年9月30日（水）

※ 本補助金への申請にあたり、昨年度必須としていた事前エントリーは不要になりました。

※ 受付は先着順で行います。予算の執行状況により、期間の途中で受付を終了する場合があります。

2 補助制度について

【対象となる団体】

単位町内会、自治会、連合町内会（以下「町内会」といいます）

【補助対象の費用】

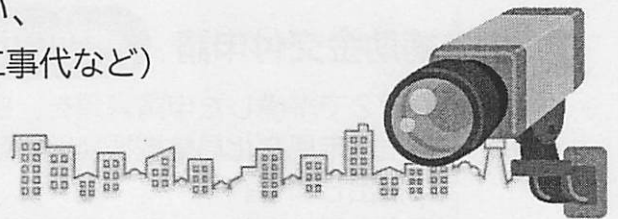
補助申請時点で設置・購入されていない、
防犯カメラの設置費用（カメラ機器代、工事代など）

【補助金額】

1台あたり上限**18万円**

【補助台数】

1町内会あたり累計**8台**（平成30年度から現在までの累計補助台数を指します）



※ 注意事項 ※

- 道路等の公共空間をおおむね1/2以上撮影するものが対象です。
- ごみ捨て、除雪のマナー違反を取り締まる目的のカメラや、施設管理用のカメラは補助対象外です。
- 補助の対象となるのは、以下の経費です。
 - ① 新しく設置する防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費
 - ② 防犯カメラを設置していることを示す表示物にかかる経費
- 維持管理費用は町内会の負担となります。

【お問い合わせ先】

札幌市市民文化局地域振興部区政課
札幌市中央区北1条西2丁目
TEL：011-211-2252
FAX：011-218-5156
E-mail：kusei@city.sapporo.jp

申請の手引きや各種申請様式は、札幌市公式ホームページにてダウンロード・印刷可能です

札幌市 防犯カメラ 補助金

SAPPORO



資料1

令和8年度菊水町内会連絡協議会役員調整会議 議事録概要

日時：令和8年3月28日（土）

13時30分～16時

出席者：令和8年度菊水町内会連絡協議会役員候補（15名）

（欠席：小板谷（東）、秦（北））

1 令和8年度菊水町内会連絡協議会役員の選任について

- 役員の選任について、互選および輪番制がいいのか！
それぞれの長所・短所がある（適材適所の人か、スムーズな業務運営ができるか）
- 菊連協会長の任期は、会則により「任期は2年とし3期まで」を再確認された。
- 総務部体制については、業務量等を考慮し会長含め5名体制にする。（現在は3名）
- 防災部体制については、女性に係る業務もあることから、女性2名の協力をいただき6名体制とする。
- 女性部は現行の5名で、その内2名は防災部を兼務する。
- 監事の板倉 豊さん退任に伴い、阪口 博治さん（東）の推薦がありました。
- 各部長の任期は会則に記載がないので、規約に追加する。
輪番制とし、任期はI期2年で最大2期4年 →（令和8年度から）
- 令和8年度役員の役職（案）は別紙参照。
- 理事会開催について、内容によっては中止してもいいのでは。
全体会議、個別会議等の使い分けにより理事会開催を減らす。
（5連町会長会議または連絡文書配布での代行等を検討）

2 菊水町内会連絡協議会定例会の開催日変更について

- 現行 各月第2日曜日 午前10時～
- 変更後 各月第2月曜日 午後3時～

令8. 4. 6

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	蠣崎 三憲	上町連町
副会長 総務部長	佐久間 修	南連町
総務副部長	岡田 亮	東連町
委員	松本 英利	西連町
委員	秦 常男	北連町
副会長 会計部長	佐藤 義博	西連町
副会長 防災部長	小笠原征治	北連町
防災部副部長	五十嵐 勉	東連町
委員	藤井富美子	西連町
委員	阿部 英二	南連町
委員	伊藤 尊子	北連町
委員	三ツ国 久	上町連町
副会長 女性部長	宮野多加子	上連町
副部長	市野美砂子	東連町
委員	小坂谷順子	西連町
委員	藤井富美子	南連町
委員	伊藤 尊子	北連町
(外部理事)		
ネットワーク会議	和田 善昭	
福まち	大久保由喜	
民事協	宮田 祐二	
青少年育成	片山 勝彦	
監事	盛永 正	南連町
監事	阪口 博治	東連町

令和7年度 収支決算書

1 一般会計 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 収入の部 (単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度繰越金	825,235	825,235	0	
市補助金	5,778,820	5,778,820	0	
その他補助金	15,000	15,000	0	
負担金	638,585	603,085	▲ 35,500	
道町連共済負担金	0	0	0	
特別会計繰入金	0	0	0	
雑収入	3,003	3,061	58	
合計	7,260,643	7,225,201	▲ 35,442	

(2) 支出の部 (単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
会議費	355,000	256,402	▲ 98,598	
事業費	5,363,498	5,250,436	▲ 113,062	
負担金	123,700	124,250	550	
道町連共済掛金		0	0	
旅費	50,000	32,920	▲ 17,080	
役員活動費	104,000	110,000	6,000	
需用費	288,280	512,388	224,108	
予備費	150,000	10,000	▲ 140,000	
積立金	0	0	0	
合計	6,434,478	6,296,396	▲ 138,082	

(3) 差引増減

収入金額 7,225,201 円 ー 支出金額 6,296,396 円 = 次月繰越額 928,805 円

2 特別会計

収入 (単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度未繰越額	2,000,691	2,000,691	0	
積立金	0	0	0	
定期金利	691	2,221	1,530	
計	2,001,382	2,002,912	1,530	

支出

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
一般会計繰出金	0	0	0	
計	0	0	0	

差引増減 収入金額 2,002,912 ー 支出金額 0 = 次年度繰越額 2,002,912

令和7年度 決算明細書

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明
前年度繰越金	825,235	825,235	0	
市補助金	5,778,820	5,778,820	0	菊水町内会連絡協議会助成金 (均等割 90,000円+1世帯@120円× 12,239世帯) 1,558,680 円 単位町内会助成金 (基準割 784,000円+1世帯@260円× 12,239世帯) 3,970,140 円 地区会館維持管理助成金 250,000 円
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤地区活動費 15,000 円 白石区ふるさと会文化体育事業助成金 0 円
負担金	638,585	603,085	▲ 35,500	菊水連協負担金 (1世帯@15円×12,239世帯) 世帯数：令和7年1月1日住民基本台帳世帯数 ×0.88 183,585 円 菊水連協定期総会・懇親会 (@3,500円×49人) 171,500 円 菊水地区新年互礼会会費 (@4,000円×62人) 248,000 円
道町連共済 負担金	0	0	0	0 円
特別会計繰入金	0	0	0	0 円
雑 収 入	3,003	3,061	▲ 1,231	定期預け替え利息 727円 預金利息 (8月) 1,045円 預金利息 (2月) 1,289円 1,772 円
合計	7,260,643	7,225,201	▲ 35,442	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明	
会議費	355,000	256,402	▲ 98,598	定期総会	187,012 円
				会議室使用料	69,390 円
事業費	5,363,498	5,250,436	▲ 113,062	【各部】	
				防災部	87,620 円
				渉外部	0 円
				女性部	19,000 円
				【行事費】	
				菊水地区新年互礼会	249,318 円
				【単位町内会助成金・地区会館維持管理助成金】	
				連町町内会助成金	528,358 円
				単位町内会助成金	3,970,140 円
				地区会館維持管理助成金	250,000 円
				【各種団体助成金】	
				・日赤菊水地区奉仕団助成金	20,000 円
				・菊水地区交通安全母の会助成金	20,000 円
				・交通安全菊水地区実践会助成金	30,000 円
				・少年補導員菊水支部助成金	10,000 円
				・菊水地区まちづくりネットワーク会議	50,000 円
				・高齢者ふれあい交流会（地区社協）	0 円
				(会合費)	
				会議出席負担金	11,000 円
会合費	5,000 円				
負担金	123,700	124,250	550	白石区町内連合会連絡協議会負担金	46,700 円
				白石区連合女性部連絡会議負担金	20,000 円
				市民憲章賛助会費	2,000 円
				白石地区暴力追放運動推進協議会会員・懇親会費	10,550 円
				行政懇談会参加者負担金	45,000 円
				白石区ふるさと会地区負担金	0 円
				白石区ふるさとまつり地区負担金	0 円
道町連共済掛金	0	0	0	掛金 200円×62人 振込加算料330円	0 円
旅費	50,000	32,920	▲ 17,080	会議出席交通費	32,920 円
役員活動費	104,000	110,000	6,000	菊水町内会連絡協議会役員19名	110,000 円
需用費	288,280	512,388	224,108	コピー代（総会分含）	167,830 円
				事務用品等	305,585 円
				ふるさとまつり前売り券等	0 円
				郵送料（レタックス含む）	693 円
				Wi-Fi使用料	38,280 円
予備費	150,000	10,000	▲ 140,000	慶弔金	10,000 円
積立金	0		0		0 円
合計	6,434,478	6,296,396	▲ 138,082		6,296,396

令和8年度 収支予算 (案)

1 一般会計

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度繰越金	825,235	928,805	103,570	
市補助金	5,778,820	5,880,480	101,660	
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤活動費
負担金	603,085	707,440	104,355	
道町連共済負担金	0	0	0	
特別会計繰入金	0		0	
雑収入	3,061	3,061	0	
合計	7,225,201	7,534,786	309,585	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
会議費	256,402	370,000	113,598	
事業費	5,250,436	5,865,680	615,244	
負担金	124,250	123,700	▲ 550	
道町連共済掛金	0	0	0	
旅費	32,920	50,000	17,080	
役員活動費	110,000	110,000	0	
需要費	512,388	238,280	▲ 274,108	
予備費	10,000	150,000	140,000	
積立金	0	0	0	
合計	6,296,396	6,907,660	611,264	

2 特別会計

収入

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
前年度末繰越額	2,000,000	2,002,912	2,912	
積立金	0	0	0	
定期金利	2,912	2,912	0	
計	2,002,912	2,005,824	2,912	

支出

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	備考
一般会計繰出金	0	0	0	
計	0	0	0	

令和8年度 予算明細書 (案)

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説	明
前年度繰越金	825,235	928,805	103,570		
市補助金	5,778,820	5,880,480	101,660	菊水町内会連絡協議会助成金 (均等割 90,000円+1世帯@120円× 12,496世帯) 単位町内会助成金 (基準割 792,000円+1世帯@260円× 12,496世帯) 地区会館維持管理助成金	1,589,520 円 4,040,960 円 250,000 円
その他補助金	15,000	15,000	0	日赤地区活動費	15,000 円
負担金	603,085	707,440	104,355	菊水連協負担金 (1世帯@15円×12,496世帯) 世帯数：令和8年1月1日住民基本台帳世帯数×0.88 菊水連協定期総会・懇親会 (@4,000円×60人) 菊水地区新年互礼会会費 (@4,000円×70人)	187,440 円 240,000 円 280,000 円
道町連共済 負担金	0	0	0	負担金 200円×0人	0 円
特別会計繰入金	0		0		0 円
雑収入	3,061	3,061	0	預金利息等	円
合計	7,225,201	7,534,786	309,585		円

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	前年度決算額 (A)	予算額 (B)	差引増▲減 (B-A)	説 明
会議費	256,402	370,000	113,598	定期総会 (@4,000円×60人+当番連町5名分他50,000円) 290,000 円 会議室使用料 (定例会・WG等) 80,000 円
事業費	5,250,436	5,865,680	615,244	【各部】 防災部 200,000 円 女性部 20,000 円 【行事費】 菊水地区新年互礼会 (@4,000円×70人+当番連町5名分他50,000円) 330,000 円 【単位町内会助成金・地区会館維持管理助成金】 単位町内会助成金 4,040,960 円 連町町内会助成金 (各連町世帯数に応じる) 874,720 円 地区会館維持管理助成金 250,000 円 【各種団体助成金】 日赤菊水地区奉仕団助成金 20,000 円 菊水地区交通安全母の会助成金 20,000 円 交通安全菊水地区実践会助成金 30,000 円 少年補導員菊水支部助成金 10,000 円 菊水地区まちづくりネットワーク会議 0 円 【会合費】 会議出席負担金 50,000 円 会合費 20,000 円
負担金	124,250	123,700	▲ 550	白石区町内連合会連絡協議会負担金 46,700 円 白石区連合女性部連絡会議負担金 20,000 円 市民憲章賛助会費 2,000 円 白石地区暴力追放運動推進協議会会費 10,000 円 行政懇談会参加者負担金 (5人) 45,000 円
道町運共済掛金	0	0	0	掛金 200円×0人 0 円
旅費	32,920	50,000	17,080	50,000 円
役員活動費	110,000	110,000	0	菊水連絡協議会役員19名 110,000 円
需要費	512,388	238,280	▲ 274,108	コピー代 その他事務用品 200,000 円 wi-fi使用料 38,280 円
予備費	10,000	150,000	140,000	150,000 円
積立金	0	0	0	0 円
小計	6,296,396	6,907,660	611,264	
次年度繰越金	928,805	627,126	▲ 301,679	円
合計	7,225,201	7,534,786	309,585	

資料4

令和8年4月10日

菊連協町内会助成金の充実について

菊連協においては、令和6年度より札幌市から交付されている住民組織助成金の一部を、各連町の負担の軽減や町内会活動の充実に向けて助成金として交付している。

交付額については、世帯あたり15円を基本に、さらに令和7年度からは「白石ふるさと会」負担金相当額を加算している。

令和8年度においては、菊連協の財政状況を踏まえ基本額を引き上げ、次のとおりとしたい。

	令和7年度		令和8年度
基本額	15円/世帯	→	35円/世帯
助成額	43.17円/世帯	→	70円/世帯
所要額計	528,358円		874,720円(346,362円増)

菊水町内会連絡協議会会則の一部改正(案)

1 改正理由

特定の役職の長期就任により負担を軽減するため、会則の一部改正を提案する。

2 菊水町内会連絡協議会会則本文(案)新旧対照表

(下線が改正部分)

現 行	改 正 案	説 明
<p>第2章 役員および専門部</p> <p>(専門部の設置)</p> <p>第5条 本会を運営するため、次の専門部を置く。</p> <p> 総務部、防災部、女性部</p> <p>2 各専門部に部長を置く。</p>	<p>第2章 役員および専門部</p> <p>(専門部の設置)</p> <p>(専門部の設置)</p> <p>第5条 本会を運営するため、次の専門部を置く。</p> <p> 総務部、防災部、女性部</p> <p>2 各専門部に部長を置く。</p> <p><u>3 各部の部長は、副会長及び理事の職から選出し、理事会で承認する。また、任期は2年とし2期までとする。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>部長職任期の明確化。</p>